

国土交通省BCP(業務継続計画)の概要

BCP(Business Continuity Plan)・・・自然災害など、予期せぬ事態が発生したときでも、業務を継続できるようにするための計画

■ 背景

中央防災会議

首都直下地震対策大綱 (H17.9)
首都中枢機関は、発災時の機能継続性を確保するため、事業継続計画を策定する

首都直下地震応急対策活動要領 (H18.4)
国土交通省の主な活動は、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動など

中央省庁業務継続ガイドライン(内閣府)

国土交通省防災業務計画 (H18.8)

発災時に国土交通省の所管する事務に係る機能が停止もしくは低下した場合においても、**防災対策業務及び業務停止が社会経済活動に重大な影響を及ぼす重要業務を継続するための取り組みを推進する**

国土交通省の取り組み

国土交通省安全・安心のためのソフト対策推進大綱 (H18.6)
先進的に挑戦する取組の一つとして「事業継続計画への取組」を打ち出す

国土交通省業務継続計画

- ・防災業務計画を補完
- ・首都直下地震等を想定

■ 想定被害と業務継続への影響

首都直下地震(東京湾北部地震(M7.3) : 中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」)を想定

被害想定

- ① **鉄道は3日間途絶し**、以降30日で徐々に回復
- ② 庁舎周辺では**震度6強**の地震動
- ③ 一般電話は輻輳時の**通信規制**により**1週間以上**はつながりにくい
携帯メールは遅延はあるが**使用可**
- ④ **電気2日、水道3日**の停止

業務継続への影響

- 勤務時間内発災 → 帰宅できるまで、全職員や来訪者に対しての**食料備蓄が必要**
- 勤務時間外発災 → 発災直後の**参集は徒歩のみ**
- 耐震化済みであり、**大きな影響無し**
- 通信は災害時優先電話、専用の**情報通信ネットワーク**と**携帯メールのみ**
- 非常用発電、貯水タンク**等による利用に限定

■ 計画の策定

- ・業務が停止した場合の影響を評価し、継続すべき優先業務を抽出
- ・勤務時間外に発災し、徒歩による参集を想定して、参集可能な人員数を把握
- ・これらの条件の下で、課室単位で優先業務の遂行状況を検証

継続すべき優先業務の抽出

➤ 当該業務が停止又は回復されない場合に

- ◆ 国民生活・社会経済活動に与えると想定される影響を5段階（影響は軽微～影響が極めて大きい）で評価
- ◆ 発災からの経過時間毎に、どの程度のレベルの影響が想定されるかを評価

➤ 継続すべき業務は、1ヶ月以内にレベルIII（影響度は中度、国民生活の不便等の社会的影響が発生）以上の影響が生じる業務を抽出 ➡ 結果次ページ

参集可能な人員数の把握

➤ 職員の居住地データ等をもとに参集可能人数を課室単位で算出

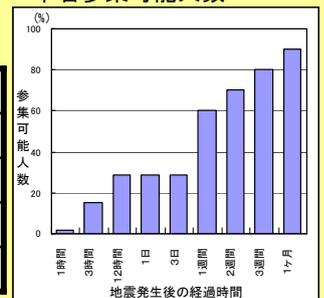
<職員参集可能人数の考え方>

- ◆ 発災後3日間は、本省から20km圏内の居住者が徒歩で参集
- ◆ 本人・家族の被災、周辺の救出・救助活動に従事

参集可能人数の想定

発災後	参集可能人数
1時間目	4km圏内職員の約6割
3時間目	12km圏内職員の約6割
1日～3日目	20km圏内職員の約6割
30日目	全職員の9割

本省参集可能人数



課室単位で職員の確保が困難な場合は局単位で調整

■ 業務継続のための執務体制

- 参集要員の指定（各部局各課室であらかじめ指定。少なくとも年2回見直しを実施）
- 安否確認（携帯メールを活用した安否確認）

<首都直下地震発災時の職員的主要行動>

	参集要員（継続すべき優先業務従事職員）	参集要員でない職員
勤務時間外	<ul style="list-style-type: none"> ・自動参集し、業務に従事 ・参集できない場合は速やかに所属長に連絡 ・参集時は可能な限り食料・飲料水を持参、安全に留意 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報を報告 ・自宅等で待機し、状況把握に努め、上司の指示を待つ ・この間、自宅周辺で地域貢献に取り組む（救出・救助活動等）
勤務時間内	<ul style="list-style-type: none"> ・家族安否を確認し、業務に従事 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅手段が明らかになるまで庁舎内で待機（最低でも1日～2日の可能性） ・この間、継続すべき優先業務の支援、救出・救助活動に従事

■ 継続すべき優先業務

首都直下地震応急対策業務

…首都直下地震発生時に国土交通省が果たすべき災害応急対策業務

復旧目標時間	開始すべき行動	国土交通省の活動		
		共通	交通確保・輸送活動	その他
1時間	● 災害情報公表	・ 参集 他省庁・地方局連絡体制確立 ・ 情報収集		・被災建築物応急危険度判定士の調整
3時間	● 省対処方針公表(大臣会見)	・ 緊急災対本部設置 ・第1回本部会議 (情報集約と対処方針)	・緊急輸送(部隊移動、医療搬送)の調整	・官庁施設の緊急点検
12時間	● 基幹的広域防災拠点の一部運用開始(政府) ・有明の丘/東扇島	・ 緊急復旧・啓開のための調整 ・ 専門家や調査団の派遣調整 ・ 広域応援・支援の調整	・ 緊急輸送(物資、食料)の調整	・空き家情報提供のための調整
1日間	● 最低限の緊急輸送基盤(道路、空港、港湾)確保		・広域支援部隊の進出のための緊急輸送ルートの一部供用 ・空港一部供用(ヘリのみ) ・港湾(一部耐震強化岸壁)供用	・被災住宅等緊急補修の電話相談窓口設置の調整 ・車検証の有効期間の伸長に係る連絡・調整
3日間	● 主な緊急復旧完了・供用 ・緊急輸送道路/岸壁/空港/河川 ● 危険度判定の広域応援 ・建築物/宅地 ● 災害復興住宅の融資	・緊急対策のための予算調整	・幹線道路、防災拠点への緊急輸送道路の一部供用 ・空港一部供用	・被災宅地危険度判定の全国調整 ・災害復興住宅融資のための調整 ・直轄河川の緊急復旧完了(洪水対応) ・宿泊施設への浴場提供等依頼
1週間	● 応急収容活動の実施		・港湾(耐震強化岸壁)全面供用	・応急仮設住宅建設支援 ・官庁施設緊急対策支援
2週間	● 住宅再建・修繕支援			・住宅修繕支援隊派遣調整

一般継続重要業務

…国民の生命・安全の維持、国民の権利や財産の保全等のために継続することが必要な業務

復旧目標時間	業務のカテゴリ	代表的な国土交通省の業務
1時間	○即時に対応しなければ、 直ちに国民の生命等に被害がおそれのある運行(航)管理、施設管理等業務	・航空路、空港及び航空保安施設の管理、運用 ・航空機の運航に関する許可、命令等
12時間	○ 首都圏以外の災害・事故等対応業務 (警戒体制レベルの連絡調整ができる体制を確保)	・首都圏以外の交通機関、建築物、油汚染等の事故対応 ・首都圏以外での自然災害対応 ・河川情報の提供
1日間	○システムの停止が許認可業務等の処理にあたって 全国的に影響を及ぼすようなシステム運用業務	・自動車登録検査業務電子情報処理システムの運用(バックアップ)
1週間以内~	○国民個人への資格の付与等、長期間業務が停滞すると、 国民の権利・義務に直接相当程度の影響が生じる許認可業務 ※メルクマール:標準処理期間1ヶ月未満かつ月間平均処理件数1件以上	・水先人の免許更新等 ・航空機の耐空証明
1ヶ月~	○事業許認可等、一定期間業務が停滞しても社会的影響が比較的小さい許認可業務 ※メルクマール:標準処理期間1ヶ月以上または月平均処理件数が1件未満 ○政策の企画・立案等に関する業務	・旅行業の登録 ・倉庫業の登録

■ 執務環境の確保

優先業務を継続するために必要となる以下のような基本的な執務環境の確保策をとりまとめ

1. 庁舎・設備

(1) 執務室の安全

- ・各部局(各課室)のロジ業務※の担当は、各々の執務室の入居の可否を判断
- ・什器転倒等防止対策状況の確認

(2) 備蓄

- ・帰宅困難問題に対応するため、来訪者も含めた飲食物、簡易トイレ対応

(3) 電力等の諸機能

- ・停電時には非常用電源に自動的に切り替え
- ・排水、空調、エレベーターの機能確保

2. 情報・通信

- ・職員が作成したデータは多目的サーバにおいてバックアップ
- ・専用無線通信網と光ファイバ網を組み合わせた統合通信網による通信確保

3. 広報

- ・ホームページのサーバは2号館と3号館の両方に設置

4. 帰宅困難者等への対応

- ・来訪者及び庁舎外の帰宅困難者に対する行動マニュアルの作成

5. 負傷者の救護

- ・付近に居合わせた人が対応することを含め迅速に行動

ロジ業務※:室内の片付け、機器のチェック及び不具合の対応、飲食物等の調達、休憩スペースの確保、傷病者の応急手当、来訪者・帰宅困難者の対応等、本来業務を遂行するための後方支援業務

■ 今後の予定(課題)

1. 教育・訓練と計画の見直し

業務継続の重要性を職員一人一人に定着させるため、日常からの訓練、教育を実施し、PDCAサイクルによるスパイラルアップに努め、業務継続力の向上を図る。

2. 執務環境のさらなる改善

予算措置等が伴う次のような事項については今後計画的に実施

- ・専用無線通信網の通信用鉄塔の耐震対策
- ・インターネット回線が途切れた場合に備えた出先機関HP等の活用 等

3. 関連機関への普及

- ・地方支分部局等のBCP作成
- ・業務継続に必要な民間企業等に対して保守契約の見直し

4. 内閣府の中央省庁ガイドラインを踏まえた関係省庁間の調整